

第1 甲の罪責

1. 甲が平成26年3月に理事会を開催したこととして、F、G、Hについて同意があった旨の議事録を作成したことにつき、有印私文書偽造罪（刑法（以下、略）159条1項）が成立しないか。
 - (1) 私文書とは、公文書以外のすべての文書であるから、議事録は私文書に当たる。
 - (2) 「行使の目的」とは、偽造文書を真正な文書として、又は、内容虚偽の文書を内容真実の文書として使用する目的を指すところ、甲は、理事会の議事録をもって、外見上、F、G、Hの議案が理事会で承認されたこととし、それを実行する目的で同議事録を作成したものであるから、行使の目的があったといえる。
 - (3) アイロップの定款より、議事録は、理事会の議事の経過の要領及び結果を記載したものであるから、甲が作成した議事録は、「事実証明に関する文書」である。
 - (4) 「偽造」とは、作成権限がないのに他人名義の文書を作成することを指すところ、甲は、理事会における理事長の指名を受けおらず、理事会での議事録を作成する権限がないことから、甲の議事録作成は、偽造である。また、甲に議事録作成権限がなかったことから、甲は、本来の議事録作成権者の署名等を使用したといえ、「他人の印章若しくは署名を使用し」たといえる。(?)
 - (5) 甲の作成した議事録には、アイロップ理事会の印章が押されているわけではないが、甲の個人の印が「理事会議事録署名人甲野一郎」と記載した部分のそばに押印されていることから、甲の印影に理事会議事録署名者すなわちアイロップ理事会の意思が反映されていると考えられ、当該事情の場合、甲の印章をアイロップの代表の印章と同視することができる。このことから、甲の作成した議事録は、有印私文書である。
 - (6) そして、甲は、有印私文書偽造の故意がある。
 - (7) したがって、甲に同罪が成立する。
2. 甲が「乙山一郎」名義の契約書を作成したことにつき、有印私文書偽造罪は成立しないか。
 - (1) 甲は「乙山一郎」名義の契約書の作成を担当者に提出しその内容を認識し得る状態にしていることから、「行使の目的」がある。
 - (2) 契約書は、署名・押印のある「権利、義務・・・に関する文書」であり、甲が署名した契約書は、公文書以外の文書であることから、私文書である。
 - (3) 「融資不適格者」である甲は、融資を受けることができないことを理由に養子縁組により、「乙山一郎」と改め、同契約書に記載しており、これは、甲の真の人格を隠し、別の人格を現出させるものであることから、甲が別の人格名義である「乙山一郎」の名を記載し契約書を作成したことは、作成権限を持たないものが他人名義の文書を作成したといえる。また、契約書の認印については、「乙山一郎」という人格を表すものであるから、甲が作成した契約書は、有印私文書といえる。

- (4) 甲は、上記不当な目的で契約書を作成していることから、同罪の故意が認められる。
- (5) したがって、甲に有印私文書偽造罪が成立する。

3. そして、甲は偽造した有印私文書を真正な文書として使用していることから、同行使罪が成立する（161条1項）。

4. 次に、甲がキャッシングカードの交付を受けたことにつき、詐欺罪（246条1項）が成立しないか。

- (1) 甲は上記の通り、自己の人格を偽り、I社を錯誤に陥らせていることから、欺罔行為が認められる。
- (2) また、甲は、I社からキャッシングカードの交付を受けており、キャッシングカードはATMやキャッシュ・ディスペンサーから現金の借入れ等ができる機能を備えたものであるから財物性がある。
- (3) そして、甲は現金を得る目的で上記行為に及んでいることから、故意が認められる。
- (4) したがって、甲に同罪が成立する。

第2 乙の罪責

1. 甲が議事録を作成したことによる有印私文書偽造罪につき、乙に共犯（60条）が成立しないか。

- (1) 共同正犯は、共同実行の意思及び事実の存在である。
- (2) 本件では、甲及び乙は、理事会を開いたこととして、乙の提案したF、G、Hの同意があったとする議事録の作成を目的としていたから、共同実行の意思があり、それに基づき、甲が有印私文書偽造を行ったことから、その事実もある。
- (3) したがって、乙に共同正犯が成立し、有印私文書偽造罪が成立する。

2. 甲がキャッシングカードの交付を受け、成立した有印私文書偽造罪・同行使罪、詐欺罪につき、乙に共犯が成立しないか。

- (1) 乙は、甲が上記行為を犯すのに対してアドバイスをを行ったにとどまり、この関与の態様からは乙に共同実行の意思が備わっていたとは、言い難い。このことから、乙に共同正犯は成立しない。
- (2) この点、乙が甲に対して、養子縁組制度の利用についてアドバイスしたことは、甲がキャッシングカードの交付を受けることを容易にしたものといえ、乙の幫助の事実が認められ、甲の相談に対して当該アドバイスをしたことを踏まえると幫助の故意があったといえる。また、前述の通り、甲は有印私文書偽造罪・同行使罪、詐欺罪が成立していることから、被幫助者の犯罪の実行が認められる。
- (3) したがって、乙にこれらの幫助犯が成立する。

第3 罪数について

1. 甲は、有印私文書偽造罪並びに有印私文書偽造罪・同行使罪及び詐欺罪が成立し、後者の有印私文書偽造罪と同行使罪は、牽連犯となり、同行使罪とそれを手段とする詐欺罪も牽連犯となり、これらは科刑上一罪となり、これと前者の有印私文書偽造罪とが併

合罪となる。

2. 乙は、有印私文書偽造罪の正犯と有印私文書偽造罪・同行使罪、詐欺罪の牽連犯の幫助犯が成立する。

以上